

様式第20号(第11条関係)

診療用放射性同位元素使用器具・
 診療用放射性同位元素・
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

備付届

年 月 日

(宛先) 富山市保健所長

住所
 管理者

氏名

電話 ()

診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備え付けたいので、医療法施行規則第27条の3第1項又は第28条第1項の規定により届け出ます。

施設の名称						
施設の所在地						
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	種類					
	形状					
	年間使用予定数量	ベクレル				
	最大貯蔵予定数量	ベクレル				
	3月間の最大使用予定数量	ベクレル				
	1日の最大使用予定数量	ベクレル				
放射線診療に従事する者	氏名	職種	免許番号	登録年月日	放射線診療に関する経歴	
予定使用開始時期		年 月 日				
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室 ・ 治療病室 その他()			
	使用室等の区画	管理室		有 ・ 無		
		専用便所		有 ・ 無		
		処置室		有 ・ 無		
		準備室		有 ・ 無		
		測定室		有 ・ 無		
		患者休養室		有 ・ 無		
治療病室		有 ・ 無				

建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 その他()					
遮蔽を設ける場所 措置事項		天井	壁	床	出入口	開口部	
遮蔽物	構造						
	材料						
	厚さ						
汚染の場所 の構造 おそれ の措置 がある	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	目地、すきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	耐腐食性、耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
フード、グローブボックス等		有()・無					
排気施設への連結		有・無					
準備室に設ける洗浄設備		有・無					
排水施設への連結		有・無					
汚染検査に必要な測定器		有・無					
汚染除去用機材		有・無					
汚染除去洗浄設備		有・無					
更衣設備		有・無					
出入口の数		通常出入口 非常口			箇所 箇所		
標識		有・無					
貯蔵施設の放射線 障害防止に関する 構造設備の概要	貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱				
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおりに				
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他()				
	貯蔵施設の遮蔽材料						
	貯蔵室の 出入口の 構造	出入口の数		通常出入口 非常口			箇所 箇所
		特定防火設備に該当する 防火戸		有・無			
		閉鎖設備		かぎ ・ その他()			
	貯蔵箱の閉鎖設備		かぎ ・ その他()				
	貯蔵容器の 構造及び 汚染防止 措置	遮蔽材料					
		空気汚染防止措置		有・無			
		液体のこぼれ防止措置		有・無			
		浸透防止措置		有・無			
		受皿・吸収材		有・無			
貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無					
標識		有・無					
標識		有・無					

運搬容器の放射線障害防止に関する構造設備の概要	気体汚染発生防止措置		有 ・ 無	
	液体のこぼれ・浸透防止措置		有 ・ 無	
	受皿・吸収剤		有 ・ 無	
	運搬物の種類及び数量の表示		有 ・ 無	
	標識		有 ・ 無	
廃棄施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造、容量及び基数	地上式(六面体等)・その他() 貯留槽 $m^3 \times$ 基・ 希釈槽 $m^3 \times$ 基	
		排水監視施設	有 ・ 無	
		漏水、浸透、腐敗防止措置	有 ・ 無	
		排液採取設備	有 ・ 無	
		標識	有 ・ 無	
	排気設備	排風機的能力及び基数	$m^3/時 \times$ 基	
		排気監視設備	有 ・ 無	
		漏水、浸透、腐食防止措置	有 ・ 無	
		自動ダンパー装置等	有 ・ 無	
		標識	有 ・ 無	
	保管廃棄設備	外部と区画された構造	有 ・ 無	
		閉鎖設備	有 ・ 無	
		耐火構造の措置	有 ・ 無	
		空気汚染防止措置	有 ・ 無	
		漏水、浸透、腐食防止措置	有 ・ 無	
		標識	有 ・ 無	
	診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
		画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
		管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
			境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
空気中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則第30条の26第3項第2号に定める濃度となる措置			有 ・ 無	
放射性同位元素によって汚染される物の表面濃度が医療法施行規則第30条の26第3項第3号に定める濃度となる措置			有 ・ 無	
立入制限措置			扉・その他()	
標識			有 ・ 無	
敷地の境界等		敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
		入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無	
その他		取扱者被ばく防止用取扱器具	遮蔽用器具、その他()	
	取扱者被ばく測定用器具			

添付書類

- 1 診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及び関係施設の平面図及び側面図(管理区域、標識等の位置を明示し、隣接する室名及び上下階の室名を記入したもの)
- 2 理論計算により規制値を算出した計算書